青森県社会福祉協議会 第二次活動指針

後期 (R2-R6)

基

『住民が支えあい、



だれもがその人らしく

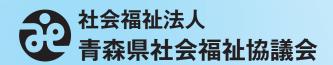


健やかで安心して暮らせる福祉社会』



の実現を目指します。

令和2年3月



1 次

第1章	活動指針の策定にあたって ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	2
	1. 策定の趣旨	2
	2. 性格と位置付け	2
	3. 期間 ———————————————————————————————————	2
	4. 進行管理及び評価	2
	5. 第二次活動指針後期について ————————————————————————————————————	3
第2章	現状認識と県社協の役割	5
	1. 青森県の社会福祉の動向	5
	2. 県社協の使命と活動	——
	3. 県とのパートナーシップ	— ε
	4. 持続可能でよりよい世界を実現する国際目標SDGs ―――――	8
第3章	基本理念と基本目標	9
	1. 基本理念	9
	2. 基本目標	g
第4章	推進方策と推進方策実現への取り組み	12
	基本目標1 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進 ―――――	12
	基本目標2 福祉サービスの利用者と事業者の支援 ――――――	28
	基本目標3 福祉を担う人材の確保と養成 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	34
	基本目標4 組織・機能の強化と発展 ————————	—— 41
	推進方策及び推進方策実現への取り組み一覧 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	—— 45
	<参 考>	

第1章 活動指針の策定にあたって

※ 1 社会福祉法

昭和26年に制定された社会福祉事業法を平成12年6月に改正した法律。社会福祉を目的とする事業の全般における共通的基本事項を定め、福祉サービスの地域をである。福祉の推進、福祉事業のて社とな育成を図りよりである。福祉の増進にいる。福祉の増進にいる。福祉の増進にいる。福祉で、利の尊厳、自立支援、個人の尊厳、自立支援、の専権が掲げられている。

※2 社会福祉法第110条 (都道府県社会福祉 協議会)

都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉協議会の過半数及び社会福祉協事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- 二 社会福祉を目的とする 事業に従事する者の養成 及び研修
- 三 社会福祉を目的とする 事業の経営に関する指導 及び助言
- 四 市町村社会福祉協議会 の相互の連絡及び事業の 調整

2 略

(参考)

社会福祉法 第109条 (市町村社会福祉協議 会及び地区社会福祉協 議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及

1. 策 定 の 趣 旨

青森県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)では、社会福祉法**1第110条**2に規定された県域で地域福祉を推進することを目的とした団体として、青森県の地域福祉を推進するにあたり、県社協自らの固有の存在意義、役割や方向性を明らかにし、県民のニーズに基づいた地域福祉を推進するため必要な組織体制を確立するとともに、より効果的な業務遂行を目指し、平成17年3月に「青森県社会福祉協議会活動指針」(以下「第一次活動指針」という。)を策定し、平成27年3月までの10年間の事業推進の基盤としてきました。

その後、平成27年3月に今後10年間に県社協が取組む方向性を定めるため、「青森県社会福祉協議会第二次活動指針」(以下「第二次活動指針」という。)として、基本理念・基本目標は、平成27年度から令和6年度までの10年間の方向性を、推進方策及び推進方策の具体化は、平成27年度から平成31年度(前期)までの5年間に取り組む内容として作成しており、この度、第二次活動指針の後期として、令和2年度から令和6年度までの5年間に取り組む方針を策定しました。

2. 性格と位置付け

- この指針は、本県における社会福祉の発展強化に向けた、県社協の総合的、 体系的な活動指針であり、県社協の中・長期計画として位置づけるものです。
- この指針は、県の行政計画等を考慮し策定しています。
- この指針は、市町村社協の地域福祉活動計画等を支援していく基になるものです。

3. 期 間

- 基本理念・基本目標は、平成27年度から令和6年度までの概ね10か年の方向 性を示しています。
- 推進方策及び推進方策実現への取り組みは、令和2年度から令和6年度まで の5か年の期間で取り組むものです。
- 策定後において、社会情勢の変化等に対応し必要に応じて見直しを行います。

4. 進行管理及び評価

この指針の策定及び事業の推進にあたり、変化する社会環境に適応し、基本理念・基本目標に基づいた推進方策を達成するため、自己評価を実施するとともに、外部の有識者等による委員会を組織し、毎年度、見直しとスクラップアンドビルド*3の考え方を原則として、進行管理と評価を行います。

5. 第二次活動指針後期について

令和2年度から令和6年度に県社協が取組むべき方向性として『基本目標-推進方策-推進方策実現への取り組み』の3階層で整理しました。推進方策及び推進方策実現への取り組みを推進するため、毎年度事務事業評価を行い、事業計画に反映させていきます。

(1) 平成27年3月策定後の新規事業

基本目標	推進項目	推進方策	事業内容	開始 年度	27	28	29	30	31
安心して 暮らせる 地域づく	(5)生活困窮者 に対する総 合的な支援	②多機関協働 による包括 的な支援体 制の構築	1 多機関の協働 による包括的支 援体制構築モデ ル事業の実施	H29	_	_	0	0	0
りの推進	(10)県域での福祉関係団体の育成・支援	①県域での福 社関係団体 の育成・支 援	9 青森県知的障 害者福祉協会	H27	0	0	0	0	0
	(11)社会福祉法 人による社 会貢献活動 の推進	①社会福祉法 人による社 会貢活動の 推進	1 社会福祉法人 による貢献活動 推進準備室の設 置	H28	_	0	0	_	_
			2 社会貢献活動 の円滑な実施に 向けた取組	H29	_	_	0	0	0
2 利用者 と事業者 の支援	(4)福祉サービスの質の質とに向けた支援	⑤障害者福祉 サービス等 の人材育成	1 障害者福祉 サービス等の各 種研修会の実施	H29	_	_	0	0	
3 福祉を 担う人材 の確保と 養成	(1)福祉専門職 の無料職業 紹介事業と 養成研修の 実施	①福祉・介護 人材の確保 とマッチン グの強化		Н27	0	0	0	0	0
		⑤質の高い人 材の養成と 育成	7 保育士修学資 金等貸付事業の 実施	H28	_	0	0	0	0
			8 ひとり親家庭 高等職業訓練促 進資金貸付事業 の実施	H28	_	0	0	0	0
			9 保育士研修等 事業の実施	H27	0	0	0	0	
			10 放課後児童支 援員認定資格研 修事業の実施	H27	0	0	0	0	0
			11 放課後児童支 援員等資質向上 研修事業の実施	H29	_	_	0	0	0

び社会福祉に関する活動を 行う者が参加し、かつ、~ 中略~、指定都市以外の市 及び町村にあってはその区 域内における社会福祉事業 又は更生保護事業を経営す る者の過半数が参加するも のとする。

- 社会福祉を目的とする 事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動 への住民の参加のための 援助
- 三 社会福祉を目的とする 事業に関する調査、普 及、宣伝、連絡、調整及 び助成
- 四 前三号に掲げる事業の ほか、社会福祉を目的と する事業の健全な発達を 図るために必要な事業

2~6 略

※3 スクラップアンドビ ルド

事業を新設する場合に は、既存の事業を改廃し、 全体として事業量の増大を 防ごうとする方式のこと。

第1章 活動指針の策定にあたって

(2) 平成27年度以降完了・休止している事業

基本目標	推進項目	推進方策	事業内容	開始 年度	27	28	29	30	31
1	(8)生きづらさ を抱える人 たちへの支 援	居場所づく	場所のづくりに	Н25	0	0	完了		
りの推進	(11)社会福祉法 人による社 会貢献活動 の推進	人による社		Н28	_	0	0	完了	
4 組織・ 機能の強 化と発展	(3)調査研究・ 提言活動の 実施	②種別協議会、 職能団体等 との連携・ 協働	1 各種別協議会との懇談会の開催	H19	0	0	休止	休止	
		②種別協議会、 職能団体等 との連携・ 協働	2 各職能団体等 との懇談会の開 催	H20	0	0	休止	休止	

	(3) 推進項目等の件数比較					
	前 期 平成27年度~31年度	基本目標 4項目	推進項目 22項目	推進方策 59項目	推進方策の具体化 158項目	
Ī				-		
	後期 令和2年度~6年度	基本目標 4項目	推進方策 23項目		推進方策実現への 取り組み 91項目	

第2章 現状認識と県社協の役割

1. 青森県の社会福祉の動向

県社協は、昭和26年に設立・法人認可を得て以来、地域福祉の推進や社会福祉施設・団体の連絡調整等を中心にして、県域の民間社会福祉活動の中核的役割を果たしてきました。この間、社会保障や社会福祉の仕組みは、2000年に従来の社会福祉事業法が社会福祉法に改正された社会福祉基礎構造改革をはじめ、各分野の法制度が時代の要請に応える形で改正・見直しが行われ、その時々の生活課題・福祉課題に対応するため充実・発展してきました。

一方、私たちの青森県では、平成30年時点での本県の高齢化率は32.6%と進行し、2045年には46.8%になるものと推測され、今後も少子高齢化が進むことから、高齢者などを支援する福祉人材の確保が課題となっています。併せて、県内の総人口も、将来的に現在の4割程度減少となる70万人台になるものと推計され、労働力人口の減少とともに、地域を支える住民の減少が懸念されます。

また、地域では、核家族化の進行や個人のライフスタイルの変化に伴い、住民同士の絆が希薄化することで、地域を支えてきた相互扶助的機能の脆弱化が進んでいます。ここ数年、生活保護世帯は2万世帯を超え、保護率も20%を超えて全国平均を上回って推移しており、経済的な面での生活困窮や介護、就労、引きこもりなど様々な理由が複合化・複雑化している世帯の増加や、社会的孤立や児童・障がい者・高齢者への虐待などの生活課題、福祉課題への対応が求められ、地域住民が安心して生活を送れるための支援が急務となっています。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながり、住民の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す、「地域共生社会の実現」を掲げており、本県においても様々な分野の関係者が連携してその取組みを進めています。

さらに、東日本大震災や令和元年の台風19号をはじめとする、地震や台風等による大規模な災害が頻繁に発生しており、発災時やその後の復旧・復興が長期にわたることから、被災した住民の生活支援への対応も課題となっています。

2. 県社協の使命と活動

県社協は、設立から70年近くにわたり、社会福祉の目的である地域福祉の推進 と福祉サービスの向上、利用者の権利擁護、福祉人材の確保養成等を主な目的と して様々な事業に取り組んできました。

その一例として、県内市町村社協や民生委員児童委員、関係機関・団体等と連携して取り組んできた「地域福祉の推進に係る事業」や低所得者等への資金の貸付である「生活福祉資金貸付事業」、福祉サービス利用者の権利を擁護する「日常生活自立支援事業」や運営適正化委員会による「苦情解決事業」、県福祉人材センターによる「福祉人材の確保・養成に係る事業」、社会福祉施設の経営を支援する「社会福祉経営指導事業」等を実施してきました。

近年は、これらに加え、様々な理由で生活に困窮している住民を支援する「生活困窮者自立相談支援事業」や社会福祉法人の連携による社会貢献活活動を推進する「青森しあわせネットワーク事業」、福祉人材の確保と県内の事業所への就労定着を目的とした「介護福祉士修学資金等貸付事業」等の貸付事業等を実施するなどし、新たな課題に対応しているほか、災害時の被災者を支援する青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会へ参画し、災害福祉支援チーム(DCAT*4)のチーム員養成などを実施して、有事の対応に備えています。

このように、青森県社協では、福祉法制度の改革や変化する福祉ニーズに呼応 し、地域が抱える福祉課題の変化等の動向を見据え、県民の福祉向上のために市 町村社協をはじめとする福祉関係者と連携して、今後も必要な取組みを行ってい きます。

3. 県とのパートナーシップ

青森県では、青森県における「地域福祉の推進」に向け、県の基本的な方針を示した青森県地域福祉支援計画(第一次)を平成19年に策定し、平成29年には4年間の計画として青森県地域福祉支援計画(第二次)(以下「支援計画」という)を策定しました。支援計画では、「一人ひとりのいのちが輝き、人と人がしっかりとした絆で支え合う青森県型地域共生社会の実現」を基本目標に掲げ、地域福祉を担う様々な主体が適切な役割分担を持ち、支え合いながら地域福祉を着実に推進していくことを求め、社会福祉協議会にもその役割や取組が期待されています。

また、支援計画では、「地域福祉の推進主体の充実」における課題に、地域住民をはじめ、福祉サービス事業者、ボランティアや民間団体等の主体を支援し、主体間の適切な連携を確保し、持てる力を最大限発揮させる役割を担うものとして「民生委員・児童委員」、「市町村社会福祉協議会」、「県社会福祉協議会」の充実強化が不可欠であるとされています。

そのため、県社協は、市町村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、社会福祉 法人や各種団体などと連携し、地域福祉推進の中核的存在として県とのパート ナーシップのもと、県域での地域福祉の推進に努めます。

%4 DCAT

青森県災害福祉支援チームDCAT (ディーキャット/ Disaster Care Assistance Team)

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等福祉専門職で一定の研修を受けた者をチーム員として登録し、大規模災害発生時にチームを編成し、避難所等において要援護者の福祉・介護等のニーズ把握や応急支援等の支援活動を行います。

(1) 社会福祉協議会に期待される役割

各主体	期待される基本的な役割
市町村社会福祉協議会	 ○市町村における地域福祉を推進する中核的団体として、地域住民はじめ市町村や関係団体との連携・協働により、福祉サービスを必要とする住民等に対して支援活動を行う重要な役割を担う。 ○地域福祉の推進主体として、地区社会福祉協議会の活性化、ボランティア団体・NPO法人等福祉に携わる人材の育成やコーディネート、住民相互のネットワークづくりに努める。 ○特に市町村とは的確な役割分担を図り、地域福祉推進の推進主体としての役割を積極的に果たしていく。
青 森 県社会福祉協議会	 ○県域レベルでの地域福祉を推進する中核団体として、社会福祉事業の適切な推進を図る重要な役割を担う。 ○社会福祉事業従事者の人材の確保や養成、社会福祉事業経営者に対する指導及び助言、福祉サービスの権利擁護等、広域的観点から質の高い利用しやすい福祉サービスの仕組みづくりに努める。 ○市町村社会福祉協議会が地域福祉の推進に向けてその役割を十分に発揮できるよう、連絡調整や支援に努める。

(2) 社会福祉協議会の取組が期待される主な分野

- ① 相談支援体制の充実と包括的な相談支援体制の構築
- ② 福祉に関する情報の提供
- ③ 事業者によるサービスの質の向上に向けた取組の支援と情報の開示
- ④ 日常生活自立支援事業の推進及び成年後見制度の活用促進
- ⑤ 苦情解決体制の整備
- ⑥ 経営指導の充実
- ⑦ 地域における福祉教育・啓発の推進
- ⑧ 地域福祉を担う人材の確保・養成・参入促進・定着支援・資質向上
- ⑨ ボランティア・NPOの育成と活動支援
- ⑩ 地域住民の参加による地域福祉の推進
- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組の促進
- ⑫ 災害時の被災住民・ボランティア活動の支援
- ① 生活困窮者の自立支援

第2章 現状認識と県社協の役割

4. 持続可能でよりよい世界を実現する国際目標SDGs (エスディージーズ)

2015年の国連サミットで採択されたSDGsは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴールで構成されています。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現という SDGsの理念は、県社協の基本理念と通じており、こうした理念を踏まえながら、第二次活動指針の推進を図ります。

SUSTAINABLE GEALS DEVELOPMENT GEALS









10 人や国の不平等をなくそう

























第3章 基本理念と基本目標

1. 基 本 理 念

『住民が支えあい、だれもがその人らしく健やかで 安心して暮らせる福祉社会』の実現を目指します。

県社協では、青森県の地域福祉を推進するにあたり、これまでの、だれもが地域の中で普通に生活し、ともに生きる地域づくりを進めるという「ノーマライゼーション*5の理念」と、今後はすべての人を包み込み、誰もがともに生きる社会の創造を目指す「ソーシャル・インクルージョン*6の理念」のもと、住民の誰もが個人として尊重され、家庭や地域の中で、互いに支えあい、自立した生活が送れる「福祉社会」の実現を目指します。

2. 基 本 目 標

基本理念の「『住民が支えあい、だれもがその人らしく健やかで安心して暮らせる福祉社会』の実現を目指します。」をもとに、県社協は次の4項目を基本目標として掲げ、住民参加と利用者本位の福祉サービスの実現に向けて地域福祉を総合的に推進します。また、各基本目標を達成するため、推進方策及び推進方策の具体化を設け、事業を推進していきます。

基本目標1 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

年齢や障がいの有無等にかかわらず、だれもが安心して暮らせる地域をつくっていくには、地域住民等*7が相互に協力し、地域社会を構成する一員として地域福祉の推進に努めるとともに、地域共生社会*8の実現に向けて、地域住民等はさまざまな分野にわたる地域生活課題*9を把握し、関係機関の連携等によりその解決を図ることが重要であり、社会福祉法にも第4条「地域福祉の推進」として明記されています。

※5 ノーマライゼーション

障がいのある人も、障がいのない人も、また高齢になっても、みんなが同じように普通の生活をすることができる社会をつくろうという考え方。

※6 ソーシャル・インクルー ジョン

差別や偏見などによって 地域社会から排除された 人々を、再び地域に包み込 むように迎え入れるという 考え方。

※7 地域住民等

社会福祉法第4条に地域住民・福祉サービス事業者や社会福祉法人などの社会福祉事業を経営する者・民生委員など社会福祉に関する活動を行う者のことを「地域住民等」と定義づけ、地域福祉の推進主体と位置づけられている。

※8 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な参加し、人と人、人と資源丸とで、と当つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会として、政トとして、地域共生社会』の実現を掲げている。

※9 地域生活課題

福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの近、その他の福祉サービが、を必要とする地域住民がもの地域は民があたが、あらゆるが野の活動に参加する機会が確保される上での様々な課題と社会福祉法第4条第2項に位置づけられている。

第3章 基本理念と基本目標

※10 包括的支援の仕組み

地域生活課題を解決する ために、支援関係機関が相 互の有機的な連携により、 その解決に向けた支援を一 体的かつ計画的に行う体制 として社会福祉法第4条及 び第5条に位置づけられて いる。

%11 NPO(Non Profit Organization)

非営利活動を行う民間の 団体で、平成10年12月に施 行された特定非営利活動促 進法に基づく法人格を取得 した団体。

※12 セーフティネット

生活上困難に陥っても、 最低限の生命・身体の安全 を保障できる仕組みのこ と。 地域共生社会の実現に向けて、複合的なニーズに対応する多機関協働による包括的支援の仕組み**10等が検討されているなかで、社協は、地域における各種福祉団体等の参加を原則に、関係機関との連携等におけるプラットフォームとして地域福祉活動を展開するとともに、地域における公益的取組を推進していくことが期待されています。

県社協では、従来から地域において大きな役割を担ってきた市町村社協、民生委員・児童委員が地域福祉のけん引役として活躍できるよう、研修や活動支援等を行い、積極的な連携を図っていくとともに、ボランティアやNPO*11、福祉関係団体、地域の企業等に対しても支援、協働を強化し、県域での地域福祉活動を推進します。また、だれもが安心して暮らせるよう、生活困窮者や複合的な地域生活課題を抱える者、低所得者や障がい者、矯正施設対象者等の生活を支援する事業を実施するとともに、社会福祉法人の社会貢献活動の促進を図り、地域の総合相談支援体制の構築を推進することによってセーフティネット*12機能の充実を進めます。

基本目標2 福祉サービスの利用者と事業者の支援

社会福祉法では、福祉サービスの利用者の利益保護を目的の1つとしており、第3条では、福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者が心身ともに健やかに育成され、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことを支援するものとして、良質かつ適切でなければならない、とされています。また、第5条では、福祉サービスの提供の原則として、利用者の意向を十分尊重することが求められています。

福祉サービスの提供者やサービス内容が多様化している中で、判断能力が不十分になっても、適切な福祉サービスを利用しながら住み慣れた地域で生活していけるよう支援体制を整備していく必要があります。

県社協では、高齢者や障がい者等の福祉サービス利用者に対して権利擁護体制の整備と情報提供を進めるとともに、福祉サービスの第三者評価や経営相談、研修会等を通して福祉サービス事業者の経営支援を行い、サービスの質の維持・向上を図ります。

基本目標3 福祉を担う人材の確保と養成

2025年には団塊の世代が後期高齢者に到達し、日本の人口の約5人に1人が75歳以上になることが予想されています。青森県においては、全国より速いスピードで高齢化が進んでおり、65歳以上の老年人口の割合は令和7年まで増加する一方、生産年齢人口は減少すると推計されています。

福祉ニーズの増大と多様化が見込まれる中、福祉を担う人材をいかに確保し養成していくかは極めて重要で喫緊の課題です。

県社協では、福祉の分野に特化した無料職業紹介を実施し、キャリア支援専門 員の配置によるきめ細やかな就労支援を通じて人材確保に努めていきます。また 学生や生徒を対象とした介護・福祉の啓発事業を実施することにより若年層が福 祉分野に参入することを促進します。

一方、人材確保と同様、人材定着も重要な課題であり、より働きやすい職場環境整備のための各種研修を開催するとともに介護ロボット等の新しい技術の導入を支援していきます。

基本目標4 組織・機能の強化と発展

県内の市町村社協、福祉団体、住民等が参画する県社協は、青森県の地域福祉を推進する中核団体として、様々な組織、団体との連携による地域福祉活動の推進や、福祉サービス利用者への利用支援や情報提供、福祉サービス事業者の経営支援と人材育成等、県内の福祉ニーズに応じた多種多様な事業を実施しています。これらの事業を継続的に運営し、県内の地域福祉をより充実させていくため、人材育成や自主財源の確保等により、安定した運営基盤の整備に取り組んでいきます。

また、県社会福祉大会や広報誌、ホームページによる福祉情報の発信と社会福祉に関する理念を普及するとともに、県域の福祉団体、関係機関と定期的な情報交換を行い、ニーズの把握や課題の共有を図るとともに、県内の社会福祉の向上を目的とした調査研究・提言活動を行います。

基本目標1 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

推進方策1 市町村社会福祉協議会への支援と協働

現状と課題

- ① 近年、急激に進展する少子高齢化や人口減少とともに、地域における家族 形態の変容や住民のライフスタイルが多様化し、住民同士の絆や支え合いの 機能が脆弱化していると言われています。また、地域や世帯において住民が 抱える福祉ニーズは多様化・複雑化していることから、既存の制度では対応 が困難な複合的な生活課題や福祉課題が浮き彫りになってきています。
- ② このような中、国においては、失われつつある地域のつながりを見直し、 再構築することで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をともに 作っていく「地域共生社会」の実現が掲げられています。
- ③ 「地域共生社会」の実現においては、地域福祉の中核的な機能を果たしうる社会福祉協議会をはじめとする福祉関係者もその実現に向けて活動することが求められており、今後の取り組みにおいては、これまでの各社協における実践やノウハウを基に、組織及び事業・活動の再構築、活性化を図ることが求められています。

※13 フォーマルサービス・インフォーマルサービス

「フォーマルサービス」は公的機関や専門職による制度に基づくサービス。「インフォーマルサービス」はそれ以外の、地域住民やボランティア、NPO、民生委員等によるサービスをいう。

■推進方策実現への取り組み

① インフォーマル*13事業の展開と協働

市町村社協との協働事業の開発・実施として、地域福祉を推進するにあたり取り組むべき事業を盛り込んだ助成事業を実施します。

また、市町村社協への巡回を通じて、事業や財政状況の把握、課題の抽 出、意見や要望の吸い上げ、不正防止の注意喚起等を行うとともに、市町村 社協連絡会等と連携し支援体制を図ります。

② 市町村社協活動の連携強化

市町村社協事務局長連絡会議を開催し本会事業の周知と理解を図ります。 併せて市町村社協連絡会が幹事会や各部会を中心に主体的に行えるよう運営 支援を行います。

③ 市町村社協活動の推進基盤の整備、強化

市町村社協職員を対象とした階層別研修等を開催し、市町村社協職員の資質向上を図り、必要に応じて市町村社協が行う研修会や講座等への講師派遣を行います。

また、社協運営支援のための経営相談を受け付け、専門家等と連携しながら対応を進めます。

《主な実施事業》

- · 市町村社協事務局長連絡会議
- 市町村社協連絡会の運営支援
- ・市町村社協役職員階層別研修(トップセミナー、新任、中堅、監事・役員)

推進方策2 ボランティア・市民活動の振興と充実

現状と課題

- ① 地域では、社会的孤立を背景とした生活困窮者の増加等、福祉課題・生活 課題が深刻化の一途をたどっています。この解決に向けては、既存の制度だ けではなく、地域の住民が地域づくり、まちづくり活動に参画し、課題を理 解・共有し、取り組んでいくことが不可欠となっています。
- ② このような中、介護保険制度や生活困窮者自立支援制度、地域共生社会づくりにおいても、ボランティア活動や地域の助け合い活動が位置づけられていることから、多様化するボランティア・市民活動に対応するため、県社協では、県域のボランティアセンターとして、資金調達、人材育成等の支援や協働促進のためのプラットホーム*14づくり等の支援を充実していく必要があります。
- ③ また、近年頻発している大規模災害の発生時においては、各市町村社協では災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの受入れを行っています。

度重なる災害への対応から、災害ボランティアセンターの運営については、閉所後の生活支援等、社協として災害ボランティアセンターの運営に取り組む意義の明確化、運営スタッフとなる職員の人材育成、更には、支援の長期化を見据えた社協全体の運営方法等の課題も顕在化しており、社協独自のネットワークを活かした連携・協力体制を強化していく必要があります。

■推進方策実現への取り組み

① 青森県ボランティアセンターの運営

県内におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、SNS**15等を活用した情報提供を行うとともに、ボランティア・市民活動実践セミナーを開催し、ボランティア意識の醸成を図ります。

また、フードバンク**16推進事業を各市町村社協や民間企業、個人等と連携 し、必要な食糧等が必要な方々に届けられる仕組みを開発・実施します。

② 地域の福祉力を高める福祉教育の推進

住民が身近なところで福祉やボランティアについて学習したり体験する機会の創出のため、地域における福祉学習等の助成事業を市町村社協と協働で行うほか、ボランティア講座等へ職員派遣し、地域住民へのボランティア活動の啓発を行います。

③ 災害ボランティア支援

災害ボランティアセンターの運営主体となる市町村社協をはじめ、NPO、ボランティア団体等の関係機関が協力・連携できる体制を構築するための研修会を開催するほか、県等と連携した訓練へ参画し、実践的な運営支援を学びます。

※14 プラットホーム

プラットホームは、「皆が乗る台、舞台」の意味で、取り組むテーマや課題を明確にして多様な主体が自発的に対等な立場で参画する協働のあり方をいう。

*15 SNS (Social Networking Service)

インターネット上の交流 を通じて社会的ネットワーク (ソーシャル・ネットワーク) を構築するサービスのこと。主なものにFacebook、LINE等がある。

※16 フードバンク

食品を取り扱う企業や生産者から、製造・流通過程等で出る余剰食品や規格外商品、販売店舗で売れ残った賞味期限・消費期限内の商品等、安全上は問題がなくても廃棄される食品の寄付を受け、無償で必要な人や団体に提供するボランティア活動。

※17 善意銀行

住民の善意 (労力・技術・金銭・物品等)を必要な人や団体に結びつける仕組み。青森県では県社協が1963年から運営。

④ 生活支援コーディネーターの養成

介護保険法改正に伴って設置された生活支援コーディネーターの養成やスキルアップ研修を開催するほか、生活支援コーディネーターの活動が円滑に行われるよう情報交換会を開催します。

《主な実施事業》

- ・県ボランティアセンターの運営
- ·県善意銀行^{※17}の運営
- ・フードバンク推進事業
- ・災害ボランティア運営支援者研修
- ・生活支援コーディネーターの養成

推進方策3 民生委員・児童委員活動との連携・協働

現状と課題

- ① 県社協は、民間福祉活動を推進するうえで車の両輪と言われている青森県 民生委員児童委員協議会(以下「県民児協」という。)の事務を受託し、県 内の民生委員・児童委員の資質向上のための研修会をはじめ、民生委員・児 童委員活動の活性化を図るための取り組みを支援してきました。
- ② 近年の地域社会では、住民が抱える課題が複雑・多様化しており、住民のもっとも身近な相談支援者である民生委員・児童委員が担う役割が重視されていることから、今後、民生委員・児童委員の資質向上をより一層図るとともに、民生委員・児童委員が対応している住民の福祉課題や生活問題を共有し、円滑な活動が展開できる環境づくりに努めていかなければなりません。
- ③ 地域福祉を推進するにあたっては、社協が実施している各種事業と民生委員・児童委員との連携・協働は不可欠でありますが、近年の地域における人間関係の希薄化や地域活動を担う人材不足という課題も顕在化しています。このような中、本県における2019年の一斉改選時の民生委員・児童委員の充足率は、全国平均の95.21%に比べて92.72%と低くなっていることから、各地域においては、行政と社協が協力しながら担い手探しを進める必要があります。また、継続・安定的な要援護者への支援強化を図るためにも、民生委員・児童委員の資質向上や活動しやすい環境づくりが求められています。

■推進方策実現への取り組み

① 階層別研修会による民生委員・児童委員の資質向上への取り組み

県民児協事務局の受託により、県民児協の運営支援を行うとともに、民生委員・児童委員の資質向上を図るため、「単位民児協会長研修会」「中堅民生委員児童委員研修会」「新任民生委員児童委員研修会」を効果的に実施します。

② 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり

全国社会福祉協議会が実施している互助・共励を基盤とした助成事業等により、民生委員・児童委員活動の充実を図る等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整えることで、各市町村民児協において、地域福祉活動の推進に向けた具体的な事業に取り組めるよう支援していきます。

《主な実施事業》

- ・階層別研修会の開催(単位会長、中堅、新任)
- 相談技法研修会の開催
- ・弔慰・見舞または退任慰労の事務(全国互助共励事業)

※18 生活困窮者自立支援 制度

生活保護に至っていない 生活困窮者に対する「第2 のセーフティネット」とし て生活困窮者自立支援法に 基づき制度化され「生活困窮者の自立と尊厳の確別 「生活困窮者支援を通じた 地域づくり」を目標に、必 須事業として自立相談支ほ 事業・住居確保給付金家計改 等支援事業、就労準備支援 事業、子どもの学習支援事業 業等が事業化されている。

※19 自立相談支援機関

福祉事務所設置自治体ごとに設置される自立相談支援事業を実施する機関。自立相談支援機関には主任相談支援員、和談支援員の3職種が配置され、生活困窮者からの相談受付、課題の評価・分析、ニーズの把握、自立支援づランの策定、プランに行われるよう関係機関との連絡調整等の業務を行う。

※20 家計改善支援事業

家計収支の均衡が取れていない等、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともし、対況の「見える化」と生活の再生に向けた意欲を引き出したうえで、家計のもとにありないまで、家計を管理する大きにより、するとにより、するとでである。

推進方策4 生活困窮者に対する総合的な支援

現状と課題

- ① 生活保護人員の増加、非正規雇用労働者等の経済的困窮に至るリスクの高い層の増加、地域社会の相互扶助機能の低下、社会や地域とのつながりを持たない社会的孤立等を背景に平成27年4月生活困窮者自立支援制度がスタートしました。
- ② 生活困窮者自立支援制度**18では福祉事務所設置単位に自立相談支援機関**19を設置することとされており、本県においても10市6圏域に自立相談支援機関が設置されています。
- ③ 生活困窮者の多くは失業や低収入等、経済的な困窮のみならず、病気・健康・障がい、家計・債務、ひきこもり・家族関係、住まいの問題等の複合的課題を抱えており、解決に向けては自立相談支援機関のみならず関係機関との連携・協働による支援体制の構築が重要となります。
- ④ また、生活困窮者が抱える複合課題に対応するため、家計改善支援事業*20、就労準備支援事業*21、子どもの学習支援事業*22の任意事業が県内に広がっていくことが期待されています。
- ⑤ 県社協では、平成27年4月から東地域(平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町)、西北地域(鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町)、上北地域(野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ケ所村)、下北地域(大間町、東通村、風間浦村、佐井村)、平成30年4月からは中南地域(西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町)を加えた5地域に自立相談窓口を設置し、行政・社協・福祉事務所・ハローワーク・家計改善支援機関・法テラス青森・福祉事業所・医療機関等との連携・協働により23町村の住民に対する包括的な相談支援と対象者の自立に向けた伴走型支援*23を展開してきました。
- ⑥ これまでのような包括的な相談支援と伴走型支援を基本としながらも、各 町村の地域共生社会の実現に向けた多機関の協働による包括的支援体制との 連携・協働のあり方の整理について、これからの検討課題と捉えています。

■推進方策実現への取り組み

① 生活困窮者自立相談支援事業の展開

東地域、中南地域、西北地域、上北地域、下北地域の5地域に自立相談窓口を設置し、複合的な課題を抱える生活困窮者への支援活動を展開していきます。

また、各町村の地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制との連携・協 働を進め、自立相談窓口との一体的実施も視野に入れて検討を進めます。

② 生活困窮者支援のための新たな社会資源の開拓とサービスの開発

生活困窮者支援に向けて、緊急一時貸付事業、緊急一時宿泊事業、就労訓練等支援事業等を開発、事業化してきたことから、生活困窮者への支援活動を進めるうえで必要かつ有効な事業や社会資源等の開発に引き続き取り組みます。

③ 被保護者・生活困窮者就労準備支援事業の展開

東地域、中南地域、西北地域、上北地域、下北地域の5地域に自立相談窓口に就労準備支援員を配置し、自立相談支援事業と一体的に就労に向けた準備の整っていない対象者への日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立を基本とした支援を進めます。

④ 被災者支援体制強化事業の展開

東日本大震災により、県外から本県へ避難している方々に対し、電話による生活状況等の確認を行いながら必要に応じた相談対応を行います。

《主な実施事業》

- ·生活困窮者自立相談支援事業
- ·被保護者·生活困窮者就労準備支援事業
- ・愛の輪レスキュー貸付事業
- ・緊急一時宿泊事業

※21 就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」等、直ちに就労が困難な方に「日常生活自立」「社会生活自立」「就労自立」の3つの自立を基本に、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行う。

※22 子どもの学習支援事業

さまざまな困難や課題を 抱える子どもたちが、地域 とのつながりを持ち、安心 して暮らすことができるよ う、基本的な生活習慣の習 得や学習支援、食事の提供 などを行う地域の居場所づ くりを進め、子どもの生活 向上を図ることを目的とし ている。

※23 伴走型支援

生活困窮者自立支援制度 における伴走型支援とは、 生活再建や社会復帰を目指 す人に対して、就労支援、 住居支援、家計改善支援等 の改善活動に相談支援員等 が共に寄り添い、見守りな がら解決に向けていく支 援。

推進方策5 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

現状と課題

- ① 平成29年改正の社会福祉法において、地域共生社会の実現に向けて、地域 住民等は様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、関係機関との連携等に よりその解決を図ることが地域福祉の理念として盛り込まれました。
- ② 地域住民や福祉関係者等が、福祉サービスを必要とする本人だけではなく、その人が属する世帯にも着目し、福祉、介護、保健医療に限らない、住まい、就労、教育から地域での孤立まで、様々な生活課題を把握するとともに、行政等と協働し、課題を解決していくことが必要である旨が盛り込まれ、個人だけではなく「世帯丸ごと」、地域で生活し様々な活動に参加するための「課題丸ごと」を把握し、解決することが求められています。
- ③ また、地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取り組みとして「地域福祉活動への住民参加を促す活動を行う者への支援」「住民の交流拠点の整備」「研修の実施等の環境整備」、様々な相談を「丸ごと」として捉えられるような地域づくりの取り組みとして「地域住民が自ら他の住民が抱える地域生活課題の相談に応じ、必要に応じて専門の相談支援機関につなぐ体制整備」「いろんな課題を相談できる場所づくり」、相談機関の協働・ネットワーク体制の構築の取り組みとして「相談支援機関が地域生活課題の解決に向けて連携して支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備」への取り組みが市町村の努力義務として位置づけられました。
- ④ 県社協では、改正社会福祉法の趣旨にあわせ、単独での取り組みが難しい町村部について広域的に支援することを目的に県受託事業として平成29年度、30年度の2か年で多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業、平成30年度において地域力強化推進事業に取り組み、関係機関との協働による「断らない相談支援」体制の構築と地域活動の活性化による「参加と協働」の仕組みづくりに着手しました。
- ⑤ また、平成31年度からは県受託事業として青森県包括的支援体制構築支援 事業に取り組み、本県市町村の多機関の協働による包括的支援体制の構築に 向けた取り組みを支援しており、モデル事業等の成果を県内に広め、複合的 な課題を抱えた地域住民が一人でも多く支援につながり、その課題の解決を 図りながら、住民一人ひとりが役割をもって活躍できる地域社会づくりを推 進することとしています。

■推進方策実現への取り組み

① 多機関の協働による包括的支援体制構築事業の展開

包括的支援体制の構築に向けて、単独での取り組みが難しい町村について、生活困窮者自立相談窓口との一体的実施を基本に、多機関の協働による包括的支援体制構築事業への取り組みを進めます。

② 青森県包括的支援体制構築支援事業の実施

県内市町村で多機関の協働による包括的支援体制の構築に取り組み、相談 支援体制の強化促進されるよう、情報提供や共有の場づくり、想定される課 題解決に向けたアドバイザーの派遣等に取り組みます。

《主な実施事業》

- ・多機関の協働による包括的支援体制構築事業
- ・多機関の協働による包括的支援体制構築支援事業

推進方策6 低所得者等に対する資金の貸付と支援

現状と課題

① 生活福祉資金は、昭和30年に世帯更生資金として発足して以来、地域における低所得世帯等の一時的な資金不足や生活困窮状態を解消するための支援策として、市町村社協と民生委員・児童委員の協力により現在まで運営されています。

経済・雇用情勢や大規模災害といったその時々の社会情勢の変化に対応しながら、貸付種類の拡大や内容を見直し、平成21年10月に実施された大規模な制度改正以降は「第2のセーフティネット」として位置づけられました。

- ② また、平成27年4月にスタートした生活困窮者自立支援制度においては、 両制度が有機的に連携し、自立相談支援事業と家計改善支援事業等と一体的 に支援にあたることによって、より効果的・効率的な支援ツールとなるよう 求められているほか、就職氷河期世代への支援策として、国家資格の取得を 目指す対象者への新たな貸付メニューが追加される等、生活困窮者支援と連 動した制度改正も行われています。
- ③ 本貸付制度は低所得者、障がい者、高齢者を貸付対象としていますが、困難かつ複合的な課題を抱える相談者が増える中で、相談業務を担当する職員には、貸付と相談支援により世帯の自立と償還の可能性を見極め、適切な支援を行う相談対応力が必要不可欠であり、それを高めていくための支援が必要です。民生委員・児童委員や福祉事務所、自立相談支援機関や家計改善支援機関、ハローワーク、教育機関等とも連携を図り、情報を共有しながら、世帯の自立に効果的な貸付制度として活用されることが求められています。

■推進方策実現への取り組み

① 生活福祉資金貸付事業の適切な運営

資金の貸付を必要とする世帯に対し、世帯状況や使途内容に応じて各種資金の貸付を行い自立支援を図るとともに、世帯の自立が促進されるよう、市町村社協、民生委員・児童委員、福祉事務所、自立相談支援機関、家計改善支援機関、ハローワーク、教育機関等との連携を強化し、効果的な貸付となるよう取り組みます。

また、相談窓口となる市町村社協への情報提供や研修等を実施し適切な相談対応ができるよう支援します。

② 要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業の適切な運営

生活保護受給世帯が保有する不動産が有効活用されるよう、世帯の状況及 び償還の可能性等を適正に審査したうえで生活資金の貸付を行います。

また、貸付及び償還にあたっては福祉事務所と十分な連携を図り、借受人にとって安心して活用できる貸付制度となるよう取り組みます。

③ 臨時特例つなぎ資金貸付事業の適切な運営

住居のない離職者への貸付制度として、自立相談支援機関等と綿密な連携

を図りながら、借受人の自立に向けて効果的な貸付となるよう取り組みます。

4 償還促進及び長期滞留債権への対応

償還促進運動を実施し、滞納者等に対する督促状や残高通知を発行するほか、市町村社協、民生委員・児童委員と連携し、必要に応じて個別面談や世帯訪問等を実施します。

償還が滞っている長期滞留債権については全国的な課題となっていることから、全国社会福祉協議会等と歩調を合わせ必要な対応を行っていきます。

⑤ 生活福祉資金制度の周知

ホームページによる周知のほか、市町村社協や民生委員・児童委員を対象 とした説明会等を通じて制度の周知を図ります。

《主な実施事業》

- ・福祉資金、教育支援資金、総合支援資金、緊急小口資金の貸付等資金の貸付等資金の貸付・償還
- ・相談及び申込窓口を担う市町村社協への支援

推進方策7 孤立させない地域づくりの推進

現状と課題

① 県社協では、平成元年度から在宅で生活する一人暮らしの高齢者や障がい 者等を対象に、近隣に住む協力員や関係機関とのネットワークを構築しなが ら、緊急時の対応に日常生活の安心とふれあいを図るシステムを融合した24 時間体制の緊急通報システムを構築し、孤立させない地域づくりに向けて、 全国に先駆け「福祉安心電話サービス事業」を実施してきました。

平成15年には4,000台を超えるなど、順調に設置台数は伸び、高齢者等の緊急時の対応や見守りにおいて一定の成果を挙げてきましたが、社会福祉の仕組みや高齢者等の生活様式が多様化する中で、設置台数は減少しています。

この背景には、行政からの設置補助の減少、地域社会における人間関係、 ひいては家族・親族関係の希薄化により小地域の見守り体制の構築が困難に なってきたこと、また、民間業者等の参入により緊急通報システムが多様化 し、利用者の選択肢が広がったこと等が考えられます。

このような状況を踏まえ、地域福祉推進の中核である市町村社協が中心となって、福祉安心電話サービス事業の加入者や高齢者等の支援を必要とする人たちに対し、地域の様々な関係者とネットワークを構築し、日常的な生活支援を行うとともに、高齢者自身が主体的な担い手となって相互に見守り活動を推進することが必要となっています。

■推進方策実現への取り組み

① 福祉安心電話中央センターの管理

中央センターの適切な管理運営を行うため、相談員のシフト管理やシステム全般の保守等を行うとともに、必要に応じて改善・改修を行います。

② 相談員の確保と資質向上

利用者からの通報や相談に迅速・的確に対応するため、各種研修会に相談 員を派遣するほか、相談員会議を開催し、相談員相互の課題整理や情報共有 を図ります。

③ 住民参加によるネットワーク活動への支援

市町村社協が住民主体の高齢者等の見守り活動を推進し、様々な機関等が行っている高齢者等の見守り活動をコーディネートするために、「福祉安心電話サービス事業」の担当者会議を開催し、情報提供や意見交換の場をつくり、課題共有や解決に向けた協議を行います。

《主な実施事業》

- ・福祉安心電話中央センターの管理
- ・市町村社協担当者会議の開催
- ・協力員研修会等への職員派遣

推進方策8 矯正施設退所者の社会復帰支援

現状と課題

① 高齢または障がいを有するため福祉的支援を必要とする矯正施設退所者の 支援については、平成23年度にセンターを開設して以来、平成31年3月現在 の支援件数は104件にのぼります。

支援を行う中で見えてきたことは、福祉的支援を必要とする矯正施設退所 者の多くは、矯正施設退所後の住居がない、頼るべき親族がいない等、矯正 施設退所後の生活に大きな不安を抱えていることです。

② 福祉的支援を必要とする矯正施設退所者が自身の将来を肯定的に捉え、地域社会で生活するためには、住居の確保や保健、医療、福祉サービス、地域の社会資源を活用した支援体制の整備等、生活基盤の確保が必要となります。

■推進方策実現への取り組み

① 相談支援等地域生活定着支援センターの運営

福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の受け入れ施設のあっせんや福祉サービスの申請支援等により、地域社会において自立した生活を送るための支援を行います。矯正施設退所後、地域社会への定着に向けて継続的に支援を行い、本人及び受け入れ施設等からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。

矯正施設及び更生保護団体、社会福祉関係団体等との連携を図り、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者に対する支援協力者の確保と拡充、社会資源の開拓に向けて事業の周知・啓発を行います。

② 関係機関との連携・協働

矯正施設及び更生保護、社会福祉団体等によるセンター事業への理解と協力を図り、相互間における連携の確保・協働により事業を効果的に推進します。

矯正施設及び保護観察所等と支援状況の共有や意見交換等により円滑な支援を図り、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者が地域に定着し、自立した生活を送ることができるよう専門的見地からの検討や調整、支援の適正化を確保します。

《主な実施事業》

- ・ コーディネート業務 (受け入れ施設等の斡旋、福祉サービス等の申請支援等)
- ・フォローアップ業務 (矯正施設退所後、本人及び受け入れ施設等に対する助言等)
- ・相談支援業務(関係機関・団体等から寄せられる相談の対応)
- ・総合調整会議(事業の円滑な実施に向けた連携の確保)
- ・処遇困難ケース専門検討委員会(専門的見地からの検討や調整、支援の適 正化を確保)
- ・関係機関担当者会議(支援の円滑な実施に向けた情報共有等)

※24 障害者虐待防止法

障がい者を養護する家族 や障害者福祉施設の従業 者、勤め先の経営者等によ る、身体的、精神的、経済 的虐待等の防止、早期発 見、被虐待者や養護者への 支援等ができる体制を整備 することを目的として制定 された法律。

推進方策9 障害者虐待防止に向けた支援

現状と課題

① 平成24年10月から障害者虐待防止法**24が施行されたことに伴い、県社協では、平成24年度に県からの委託を受け「青森県社会福祉協議会障害者権利擁護センター」を設置し、県民や事業者、市町村からの相談に応じています。本センターで受理した障害者虐待に関する相談・通報件数は、平成28年度が10件、平成29年度が23件、平成30年度も23件と増加傾向にあります。その内、本人の申出や他者からの通報により、管轄行政機関等に通告した件数は、3割程度です。相談では、事業提供者や利用者本人からの相談事案が多く、傾聴・助言等を行うケースも多くなっています。

また、障害者の虐待防止や権利擁護について、福祉サービス提供従事者への啓蒙、啓発と利用者本人への理解促進を図るため、事業所や養護学校等への講師派遣や、市町村窓口の調査、周知チラシを作成し配付を行っています。今後も、一般県民等に対する周知や広報啓発活動を継続していく必要があります。

② サービス提供事業所の管理者及び虐待防止担当職員並びに市町村窓口担当者を対象に、虐待の防止及び対応等についての専門的な知識、技術等を高めるための研修等を継続して実施していく必要があります。

推進方策実現への取り組み

① 障害者権利擁護センター事業の実施

青森県社会福祉協議会障害者権利擁護センターとして、障害者虐待に関する相談・通報等について、行政や関係機関・団体との連携を強化しながら対応するとともに、県民への障害者虐待の防止や権利擁護についての広報啓発活動を行います。

② 障害者虐待防止権利擁護研修会の開催

市町村障害者虐待防止センターや相談支援事業所等の役職員が、障害者虐 待の防止や対応について理解を深めるとともに専門性を強化するための研修 会を実施します。

≪主な実施事業≫

- ・障害者及び養護者等からの相談対応
- ・県及び市町村担当部署との連携調整及び助言
- ・障害者虐待防止の普及啓発のための講師派遣、資料の作成配布
- ・障害者虐待防止権利擁護研修会の開催(事業従事者・管理者及び市町村担 当者向け)

推進方策10 福祉関係団体との連携と支援

現状と課題

① 県社協では、本会の規程で設置を位置付けている青森県社会福祉法人経営 者協議会をはじめ、県域の社会福祉団体の事務を受託し活動を支援していま す。

これらは任意団体ではあるものの、それぞれに独自性を有し目的を達成するために様々な活動を展開しています。しかし、いずれの団体も必要経費の 捻出が困難な状態であることや事務を進める人員が確保できないことから、 独自で事務局を設置し活動を展開することは難しい状況となっています。

県社協は、事務経費の適正化、事務執行体制の整備等といった解決すべき 課題はあるものの、各福祉団体の自主性を尊重し、様々な連携・協働の機会 を得ながら活動を支援していきます。

- ② 平成23年3月に発生した東日本大震災では、認知症高齢者、要介護者、障がい者や妊産婦等、支援が必要な方々が一般避難所での生活を余儀なくされ、様々なトラブルや状態の悪化等の二次被害が発生しました。これを教訓として、主に避難所における災害時要配慮者に対する緊急的な福祉的支援とそれを支える福祉関係機関・団体による福祉支援ネットワークの構築が求められるようになりました。
- ③ 災害という特殊な状況の中で発災直後から発生する福祉的課題に、いち早く介入することにより、二次的な被害の発生を防ぎ避難状況にあっても良好な生活環境を整えるための被災者支援体制の充実を図る必要があります。

■推進方策実現への取り組み

① 各種機関・団体との協働活動の推進

県社協は公益性・公共性が強い団体であることを認識し、各種事業や会議等へ積極的に参画し、県内の福祉課題に向けて様々な関係機関・団体と協働していきます。

② 災害時要援護者支援活動の推進

大規模災害発生時、被災地において要配慮者の支援活動を行うために派遣される青森県災害福祉支援チーム員を養成するための研修を実施するほか、研修修了者を対象にスキルアップ研修を実施し、チーム員の専門性や資質の向上を図ります。

また、平時においても円滑な派遣や活動ができるよう、チーム員の登録や 名簿管理、関係機関・団体等とネットワークを構築するとともに、チーム員 のモチベーション維持のため、各種訓練や研修への派遣を行います。

③ 福祉関係団体の事務受託

県域での福祉関係団体の育成・支援

- ○青森県民生委員児童委員協議会
- ○青森県社会福祉法人経営者協議会

- ○青森県地域包括・在宅介護支援センター協議会
- ○青森県ホームヘルパー連絡協議会
- ○青森県ボランティア連絡協議会
- ○青森県里親連合会
- ○青森県地域活動連絡協議会
- ○青森県児童館連絡協議会
- ○青森県知的障害者福祉協会

《主な実施事業》

- ・青森県災害福祉支援チーム員登録時研修の実施
- ・青森県災害福祉支援チーム員スキルアップ研修の実施
- ・平時からの取り組みに関する研修会への派遣
- ·受託団体会計点検(年4回)

推進方策11 社会福祉法人による社会貢献活動の推進

現状と課題

- ① 社会福祉法人改革を見据え、複数の社会福祉法人が連携して行う活動を事業化するため、平成27年度に社会貢献活動推進準備室を設置し、平成29年度からは推進室と名前を変えて準備、運営を進めてきました。平成29年9月に、社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」として87の社会福祉法人の参画を得て活動をスタートさせ、現在は参加法人も115法人と増えています。
- ② 5つの活動を通じて、支援が必要な人の早期把握と、制度の狭間のニーズ や生活課題の具体的な解決を図っています。
 - 総合相談(トータルサポート)
 - ・経済的援助 (ライフサポート)
 - ・食糧等の提供(フードサポート)
 - ・就労体験・社会参加活動の提供(ワークサポート)
 - ・その他
- ③ 代表的な活動である「経済的援助(ライフサポート)」の支援は400世帯を超え、「就労・社会参加活動の提供(ワークサポート)」の事業化や「保証人確保支援モデル事業」の実施、「みんなの居場所」づくりの推進等、制度の狭間の課題に対する具体的な解決の取り組みを実施しています。

■推進方策実現への取り組み

① 社会貢献活動の推進

「青森しあわせネットワーク」の基本的な活動の着実な実施を推進することにより、支援が必要な人に確実に支援が届くように活動を広めていきます。

② 制度の狭間の課題への対応

既存の制度や仕組みでは対応が困難な「制度の狭間」の課題の具体的な解 決のため、社会福祉法人が有する資源を活用した対応を検討し、必要な活動 を行います。

《主な実施事業》

- ・「青森しあわせネットワーク」活動推進会議
- ・「青森しあわせネットワーク」事業運営委員会
- ・CSW (コミュニティソーシャルワーカー) 養成研修
- ・タウンミーティング

※25 日常生活自立支援事業

社会福祉法第81条にある福祉サービス利用援助事業の1つで、認知症の高齢者、知的障がい者や精神障がい者等が地域で安心して生活できるように、社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の支援を行う事業。

※26 基幹的社協

日常生活自立支援事業に ついて、相談や申請を受付 け、契約までの手続、契約 の締結、支援計画にもとづ く援助等の業務を委託され た社会福祉協議会。

※27 超高齢社会

高齢化社会という状態は、人口を占める65歳以上の高齢者の割合が7%を超えた状態、高齢社会とは、高齢化率が14%を超えた状態のことを指す。高齢社会の状態からさらに高齢化が進み、高齢化率21%を超えると、「超高齢社会」となる。

※28 成年後見制度

平成12年の介護保険法の施行に合わせて始まった制度。民法に基づき、認知症や障がい等により判断能力が低下した方の日常の契約行為や財産管理等を親族や第三者が支援する。

※29 成年後見制度利用の 促進に関する法律

平成28年4月成立。成年 後見制度の利用促進につい て基本理念を定め、国及び 地方公共団体の責務等を明 らかにし、基本方針その他 の基本となる事項を定める こと等により、成年後見制 度の利用促進に関する施策 を総合的かつ計画的に推進 することを目的として制定 された法律。

基本目標2 福祉サービスの利用者と事業者の支援

推進方策1 判断能力が低下した方への権利擁護の推進

現状と課題

① 日常生活自立支援事業**5は、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分である方が、日常生活を営む上で必要な福祉サービスを利用し、地域で安心した生活が送れるよう、基幹的社協*26との連携・協働により、福祉サービスの利用支援とそれに関わる日常的金銭管理、書類等の預かり等の支援を行ってきました。

超高齢社会**²⁷における認知症高齢者の増加や、精神障害の方が施設や病院での生活から地域での生活への移行が進むことに伴い、本事業利用者は増加傾向にあります。

- ② 利用者が増加する一方で、各基幹的社協においては、本来の契約手続きに係る業務のほか、相談窓口や臨時的な支援、対応困難者への支援や他業務との兼務等により、専門員の業務が過重となっている等の課題も顕在化しています。
- ③ 一方、各自治体において成年後見制度**28利用の促進に関する法律**29に伴う中核機関**30の設置が進む中で、地域における権利擁護と成年後見制度利用促進を一体的に行う必要があるという観点から、基幹的社協方式から市町村社協直営実施となる区域も出てくる等、県内の本事業における実施体制のあり方が変容しています。
- ④ また、日常生活自立支援事業の利用者や相談者の中には、判断能力の低下が認められ、成年後見制度の移行が望ましい方もいる中で、後見人等の担い手不足等の課題も散見されています。成年後見制度を必要とする人が利用しやすく、判断能力が低下しても、その人の権利を守り、その人らしい生活が送れるための支援体制として各中核機関が設置され、社協をはじめとする地域連携ネットワークを構築することにより、課題の改善が期待されています。

推進方策実現への取り組み

① 青森県地域福祉権利擁護センター(あっぷるハート)の運営

県社協と基幹的社協及び市町村社協との連携・協働により事業を推進するため、基幹的社協及び市町村社協の体制整備を図ります。また、利用申込者の判断能力等に疑義がある場合の契約締結審査会の活用や預かり書類等現物検査等の実施により事業の適正な運営に努めます。

② 従事者等の資質向上のための取り組み

支援の実践を担う専門員や生活支援員、市町村社協担当者等の資質向上を 図るための研修会等を実施します。

③ 事業の普及・啓発活動への取り組み

本事業及び成年後見制度をはじめ、権利擁護に関する状況が広く地域住民

に周知・理解されるよう、権利擁護セミナーを開催します。

④ 成年後見制度への取り組み

成年後見制度が必要な人につながる制度となるよう、地域連携ネットワークの一員として中核機関との連携体制を構築します。また、県社協が養成した市民後見人の支援やフォローアップを行うほか、市民後見人や市町村社協が行う法人後見事業に対する成年後見監督人としての活動の適正さを担保するために、専門家や関係機関等と連携した支援を行います。

《主な実施事業》

- ・基幹的社協等への業務委託
- ・専門員・生活支援員研修会の開催
- ・権利擁護・成年後見制度セミナーの開催
- ・市民後見人登録者のためのフォローアップ研修
- ・法人後見実施社協連絡会議の開催

推進方策2 運営適正化委員会事業の推進

現状と課題

- ① 県社協は社会福祉法の施行に基づき平成12年度に青森県運営適正化委員会*31を設置し、その中で、苦情解決部会が福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、運営監視部会が福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するため、委員会・部会の運営、苦情・相談対応、法人・事業所等に対する普及啓発及び体制整備への支援等、各種事業を実施しています。
- ② 平成30年度本委員会の調査によると、県内の福祉サービス事業所における 苦情解決体制の整備状況は、9割を超える事業所で苦情解決責任者や受付担 当者を設置しています。また、第三者委員の設置は7割を超えたものの、第 三者委員の苦情対応は少ない状況です。

苦情解決制度については、利用者や一般県民に対する普及啓発を一層進めるとともに、サービス提供の法人・事業所に対しては、その体制整備のみならず有効に機能する仕組みづくり等を支援する取り組みを継続していく必要があります。特に、契約による福祉サービスの提供事業が多くなり、提供者と利用者の対等な関係性が高まる中、利用者等への説明や双方のコミュニケーションが大切となっています。

このことから、事業者等が利用者家族等からの意見要望や苦情に対する意識をさらに高めるとともに、苦情になった場合の第三者等による介入が不可欠なものとなってきており、第三者委員等の育成や介入技術の向上が必要となっています。

③ 福祉サービス利用援助事業については、身寄りのない高齢者や障がい者等 のニーズはますます高まっており、成年後見制度への移行を図りながら、新

※30 中核機関

専門職による専門的助言 等の支援の確保や、協議会 の事務局など、地域連携 ネットワークのコーディ ネートを担う中核的な機 関。

国基本計画では、地域の 権利擁護支援・成年後見制 度利用促進機能の強化に向 けて、全体構想の設計と、 その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行 う「司令塔機能」、地域に おける「協議会」を連域に おける「協議会」、地域に おいて「3つの検討・「進域 的判断」を担保する「進行 管理機能」の役割を担う機 関として位置付けられてい る。

※31 運営適正化委員会

社会福祉法第83条に基づき、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスの利用者等からの苦情を適切に解決することを目的として、都道府県社会福祉協議会に設置された機関。

規契約者の受け入れを進めていく必要があります。また、全国的には金銭管理上の不祥事案も発生していることから、サービス提供者の状況やサービス提供の状況等を把握し、必要に応じて事業の適正な実施に向けて助言等を行う必要があります。

■推進方策実現の取り組み

① 運営適正化委員会の運営

運営適正化委員会委員選考委員会、運営適正化委員会、苦情解決部会及び 運営監視部会が、会務及び所掌する事業を適切に実施します。その中で、苦 情解決部会では、苦情相談の適切な対応、苦情解決・体制整備に係る調査、 広報啓発、研修等を実施します。また、運営監視部会では、福祉サービス利 用援助事業が県内各地域であまねくかつ適正に利用できるよう、実施主体や 行政等との連携に努め、その機能を十分に発揮していきます。

② 苦情解決機能の充実・強化に向けた活動の展開

苦情解決機能を高めるため第三者委員の育成や介入技術の向上に向けた支援を行います。

また、苦情解決制度の更なる普及啓発のため、福祉サービス提供事業所等を対象とした研修の実施、委員や職員による事業所への巡回指導や研修を実施します。

③ 福祉サービス利用援助事業の適正な運営に向けた支援

平成11年度から実施している日常生活自立支援事業の実施状況や利用者等状況を把握しつつ、実施機関である基幹的社協における取り組み課題、預かり等の協力をいただいている町村社協等の管理状況等についての情報収集と把握に努め、必要に応じで助言等を行います。

≪主な実施事業≫

- ・福祉サービス事業所の苦情体制状況等調査活動並びに巡回訪問の実施
- ・事業所における苦情解決のための手引き等の作成、配布
- ・法人施設内研修会等への講師派遣
- ・苦情解決関係者等研修会並びに苦情関係機関連絡会議の開催
- ・福祉サービス利用援助事業の実施状況の把握と助言
- ・日常生活自立支援事業の実態把握のための訪問活動の実施

推進方策3 社会福祉事業の経営への支援

現状と課題

① 福祉施設への経営相談事業においては、過去5年間で約500件、年間約100件の経営に係る相談を受け支援を行ってきました。

この間には、社会福祉法の一部改正や働き方改革法案の一部施行等、社会

福祉事業に係る法律や制度等が目まぐるしく変化しています。

こうした情勢変化に対応するため、今後も常勤相談員や専門相談員による 経営相談体制を継続し、社会福祉施設等への経営支援の強化や労務管理の充 実に向けた取り組みを支援していく必要があります。

② 福祉サービス第三者評価*32は、平成17年度に青森県福祉サービス第三者評価推進委員会から福祉サービス第三者評価機関として認証を受け、過去5年間で20件の事業所の第三者評価を実施してきました。

受審事業所の拡大に取り組んでいますが、事業実施に係る財源は受審事業 所の評価手数料のみであり、調査者の確保・養成のほか、実施体制や採算性 等についても慎重に検討すべき時期にきています。

③ 地域密着型サービスの外部評価事業**3は、平成17年度から行っています。 多い年では年間100件を超える事業所の外部評価を実施していますが、一定 の要件を満たした事業所は隔年での受審が可能であり、2年に1度は60件程 度にとどまっています。

受審事業所の評価手数料のみを財源としており、今後は県社協の評価機関としての周知を図り受審事業所増を目指す必要があります。

一方、調査員の減少も課題となっていますが、継続研修等を行いながら調査員の確保・養成に努め、事業所の質の確保と向上に役立つ外部評価を実施していく必要があります。

④ 介護サービス情報公表**34の支援事業については、平成18年度に青森県から「介護サービス情報センター」及び「指定調査機関」の指定を受け、介護サービス事業者が利用者に対してサービス選択に必要な情報を公表できるよう支援をしてきました。

過去5年間では、毎年2,600件を超える介護サービス事業所の情報を公表しており、厚生労働省の介護サービス情報公表システムには毎年40,000~50,000件のアクセスがあり、閲覧されている状況です。

平成24年度に調査の義務が廃止されて以降、調査希望事業所は減少傾向にありますが、今後も年間約2,500件の介護サービス事業所の情報を公表していくとともに希望事業所への訪問調査を実施していく必要があります。

また、事業周知のため新規事業所を対象とした説明会や広報啓発にも取り 組んでいく必要があります。

※32 福祉サービス第三者 評価

福祉施設、事業者のサービスの質を、当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行う評価。

※33 地域密着型サービス

介護保険制度において、 要介護者の生活を住み慣れ た地域で支えるため、身近 な生活圏域で提供すること が適当なサービスで、夜間 対応型訪問介護、認知症対 応型通所介護、小規模多機 能型居宅介護、認知症対応 型共同生活介護等がある。 このサービスのうち、認知 症対応型共同生活介護事業 所は、自ら提供するサービ スの質の評価を行うととも に、定期的に外部の者によ る評価を受けて、それらの 結果を公表し、常にその改 善を図らなければならない と規定されている。

※34 介護サービス情報の 公表制度

介護保険法に基づき平成 18年4月からスタート介護 サービスや事業所・施設を 比較・検討して適切に選ぶ ための情報を都道府県が出ての事業所情報を都道府県が公立 の事業者は年に1回、府県表 の事業所情報を都道府県が公っプ 報告し、都道府県が公っプ より高い専門的知識と経歴 たりますること。高い地位 を高くすること。

や高級職への転職。

■推進方策実現への取り組み

① 福祉施設経営相談事業の実施

社会福祉施設等の経営を支援するため常勤相談員による常時の相談体制を 継続するほか、弁護士、公認会計士、社会保険労務士による専門相談を実施 します。

② 福祉サービス第三者評価事業の実施

福祉サービス第三者評価機関の認証期間は令和元年度までですが、2年度 以降も認証を継続して福祉サービス第三者評価事業を実施し、福祉施設にお ける業務の見直しや改善等によるサービスの質の確保と向上に向けて取り組 みます。

また、評価調査者の連絡会議等を通じて、調査者への情報提供や意見交換を行い、業務の円滑な実施を図るほか、調査者の確保・養成、実施体制や採算性について内部検討しながら、効率的かつ効果的な事業の実施を目指します。

③ 地域密着型サービスの外部評価事業の実施

地域密着型サービスの外部評価実施機関として外部評価を実施し、対象施設における業務の見直しや改善等の実施によるサービスの質の確保と向上に向けて取り組むとともに、県社協の評価機関としての周知を図ります。

また、調査員の継続研修等を実施して調査員の知識や技術の向上を図ります。

④ 介護サービス情報公表の実施

介護サービス事業所が毎年度、サービス情報の公表を円滑に実施できるよう、公表手続きの周知や説明を行っていきます。また、訪問調査の実施に向けて調査員同士の情報を共有し、質の向上を図ることを目的として調査員連絡会を開催します。

推進方策4 福祉サービス提供者の質の向上に向けた支援

現状と課題

① 介護保険制度は「利用者本位」「高齢者の尊厳の保持と自立支援」「利用者による選択」を基本理念に、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年に創設されました。以降、要介護者及びサービスの利用者数は年々増加しており、介護を取り巻くニーズも複雑多様化しています。

こうした中、介護サービス全体の質の向上は不可欠であり、従事する専門 職の資格取得を支援する等、介護サービス事業者を支援する必要がありま す。

② 障害のある人もない人も共に支えあう中で、その人らしく自立して安心した生活を送ることができる地域共生社会の実現を目指していく必要があります。

そうした中、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、良質で健全な事業者とこれに従事する人材が不可欠です。

このためには、障害福祉サービスに従事する職員や職員を指導する管理者 の専門性の向上が課題となっています。

推進方策実現への取り組み

① 社会福祉研修事業及び介護支援専門員実務研修受講試験の実施

介護サービスの担い手である介護職員等が必要な知識と技術を包括的に学び、専門職としての高い意識を習得することにより、介護サービス全体の質の向上と事業所支援を目的として研修事業を推進していきます。

また、介護サービス事業下におけるキャリアアップの一つとして介護支援 専門員の資格取得を推進する試験を実施します。

② 障害福祉サービス等人材育成事業の実施

指定障害福祉サービス事業に従事する職員及び指導する管理者等の専門性を向上することを目的に障害福祉サービス等人材育成事業を実施し、質の高い人材養成を推進します。

基本目標3 福祉を担う人材の確保と養成

推進方策1 福祉人材センター事業等の推進

現状と課題

① 福祉人材センター・バンクにおける無料職業紹介の状況は、平成27年度に 累計約2,300人いた有効求職者数が平成30年度には累計約3,200人に増加してい るものの、有効求人数は平成30年度7,650人であり、採用数増に結び付かない 状況が続いています。

このため事業所における職員不足感も依然大きく、介護職員の人材確保は引き続き重要な課題です。

福祉人材センターにおいては、福祉・介護人材の円滑な参入と確実な定着を図るための「キャリア支援専門員」の増員を図り、公共職業安定所や労働関係機関や福祉養成校・事業所等と連携した求人・求職のマッチングを進めているところです。

しかし、福祉養成校においては学生募集を停止する動き等もあり、今後は 潜在的有資格者の掘り起こしや中高年齢者等多様な層の人材の福祉分野への 参入促進を目指す必要性があります。

② 福祉職のイメージアップのための取り組みとしては、小中高校生とその保護者や教員に向けて福祉職場の魅力やキャリアアップ*35の現状を伝える機会を設け、介護の仕事周知用漫画等の配布を行ってきました。

しかし、各種の企画においても十分な参集が得られず効果的な周知方法や 若年層にとって魅力のある内容となる事業の検討が課題です。

- ③ 福祉職場への定着促進のためには、社会福祉従事者を対象とした職員の資質向上を図るキャリアアップのための生涯研修等を実施していくことが必要です。
- ④ 福祉人材を確保・定着していくためには、経営者に向けた働きかけも不可 欠です。人材確保のための多角的な取り組みや採用力をいかに向上していく か、また人材育成・定着のために必要な環境整備等についても取り組む必要 性があります。

■推進方策実現への取り組み

① 福祉・介護人材の確保とマッチングの強化

キャリア支援専門員による求職者ニーズに基づく職場開拓を進めるため、 福祉施設・事業所への積極的な訪問活動を強化しマッチングを促進します。 また、潜在的有資格者等を対象とした講習会の開催や介護助手の導入を促進 するなどして、福祉・介護人材の確保に努めます。

② 労働関係機関・職能団体等との連携強化

福祉の仕事相談フェアや一日移動相談等の各種事業において、公共職業安定所をはじめとする労働関係機関や各種職能団体と連携・協働しながら、無料職業紹介事業の推進を図ります。

※35 キャリアアップ

より高い専門的知識や能力を身に付けること。経歴を高くすること。高い地位や高級職への転職。

③ イメージアップ等広報活動と若年層を対象として福祉・介護の理解促進

効果的なイメージアップ等の広報活動を実施し、求職者を含めたより多く の県民に向けて福祉人材センター・バンクの事業周知を図ります。

また、生徒・学生を対象とした各種講習会等を通して、福祉職の理解を深め職業選択や資格取得の一助となるよう事業を推進します。

④ 質の高い人材の養成と育成

社会福祉従事者を対象に、経験年数や役職に応じて求められる役割と資質能力の向上に資する段階的・系統的なキャリアアップのための生涯研修を実施するとともに、経営者等を対象とした採用力向上及び離職防止・定着のための研修等を実施します。

《主な実施事業》

- ・福祉人材無料職業紹介事業の実施
- ・福祉施設就労支援・体験講習会
- ・福祉職員キャリアパス*36対応生涯研修(階層別)
- ・経営者支援セミナー

※36 キャリアパス

企業において社員がある 職位に就くまでに辿ること となる経験や順序のこと。 個人の視点からは、将来自 分が目指す職業を踏まえた 上でどのような形で経験を 積んでいくかという順序・ 計画を指す。

推進方策2 保育士確保及び子育て環境づくりの推進

現状と課題

① 平成27年9月から県委託事業により保育士・保育所支援センターを運営し、保育士再就職支援コーディネーターを配置するとともに青森県保育士人材バンクシステムを活用して無料職業紹介事業等を行っています。過去4年間の求人・求職相談は1,500件を超え、求職登録者の就職件数は168件です。

商業施設等での出張相談会や離職保育士の届け出等により、潜在保育士の 掘り起こしとマッチングにつなげていますが、短時間勤務希望や時間をかけ て求人を選択している求職者もいるため、急募の求人にすぐに応えられない 状況もあります。

今後も保育人材を確保し、求職者と求人事業所のニーズを調整しながらき め細かなマッチングを推進する必要があります。

研修事業は、管理者、中堅保育士、潜在保育士等の資質向上や定着促進に 資する病児・病後児保育研修や保育人材確保研修等を実施し、過去4年間で 研修受講者約3,600人と活用されています。保育人材確保研修の中の潜在保育 士再就職支援研修では、乳幼児の救命方法、ピアノ及び即席遊び等に係る講 習を実施してきましたが、今後も求職者のニーズを把握しながら企画・実施 し、再就職につなげていくことが必要です。

② 子育て環境づくりには、学童保育も重要であるため、平成27年度から放課 後児童クラブで子どもの育成支援にあたる職員「放課後児童支援員」のため の認定資格研修と、平成29年度から資質向上研修を実施し、併せて約1,000人 が受講しています。

■推進方策実現への取り組み

① 保育士・保育所支援センターの運営及び保育人材確保

求人・求職の円滑なマッチングに資するため、関係機関・団体にセンター 事業のPRをするとともに、連携・協働して求人・求職者の開拓を強化し、 無料職業紹介事業を推進します。保育人材確保については、県内保育所等を 対象としたニーズ調査と潜在保育士対象の就業状況や就職希望についてのア ンケート調査を行いながら、現状に即した相談・研修等の充実を図るほか、 潜在保育士・保育従事者向けの研修により離職防止・定着促進に努めます。

② 放課後児童支援員に係る研修事業

放課後児童支援員の認定資格研修は、未受講・新規採用職員を対象に同研修を継続して行い、資質向上研修に関しては、経験年数に応じた専門的知識の習得や働く意識の向上を目指したプログラムを引き続き実施し、職員のフォローアップをします。

《主な実施事業》

- · 再就職相談会
- ・病児・病後児保育研修
- · 潜在保育士再就職支援研修
- · 放課後児童支援員 認定資格研修 · 資質向上研修

推進方策3 有資格者の就労定着に向けた支援

現状と課題

- ① 介護福祉士、社会福祉士として働きたい方を支援し、県内での就業を促すため、平成21年度から介護福祉士修学資金等貸付事業を実施しています。養成校在学者向けの介護福祉士等修学資金は、平成30年度までの累計貸付人数が介護福祉士315人、社会福祉士24人となりました。平成28年度からは新たに2種類の貸付を追加し、平成30年度までの累計貸付人数は、介護福祉士の資格取得を目指す方を対象とした介護福祉士実務者研修受講資金が87人、介護職としての一定の知識と経験を持つ方を対象とした離職介護人材再就職準備金が52人となりました。
- ② 保育士として働きたい方を支援する貸付事業も、平成28年度から実施しています。平成30年度までの累計貸付人数は、養成校在学者向けの保育士修学資金貸付事業で46人、就職準備金は40人となりました。併せて、未就学児を持つ保育士向けに、子どもの預かり支援の利用料金の一部貸付も行っており、県内で働く保育士の人材確保に取り組んでいます。
- ③ 平成28年度からは、ひとり親家庭の親に高等職業訓練促進資金を貸し付け、資格取得を支援することで、自立を促す貸付事業も行っています。平成30年度までの貸付人数は入学準備金で23人、就職準備金で10人となりました。
- ④ これらの貸付事業では介護福祉士等の資格を取得し、県内において資格を活かした業務に一定期間従事することで貸付金の返還が免除になるため、事業の利用をきっかけに介護福祉士、社会福祉士、保育士等として県内で働く方が増えています。その一方で、都合により離職し、貸付金を返還しなければならない方も出てきています。

推進方策実現への取り組み

① 介護福祉士修学資金等貸付事業の実施

介護福祉士や社会福祉士として県内で就業する人材の確保・定着に向け、 養成校や関係機関、ハローワーク等に広く周知するとともに、適宜、就労を 促す等、効果的な運営に努めます。

② 保育士修学資金等貸付事業の実施

保育士として県内で就業する人材の確保・定着に向け、養成校や関係機

関、ハローワーク等に広く周知するとともに、適宜、就労を促す等、効果的 な運営に努めます。

③ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施

対象者の自立支援を目指し、福祉事務所と連携を図りながら事業を推進します。

《主な実施事業》

- ·介護福祉士修学資金等貸付事業
- ·保育士修学資金等貸付事業
- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

推進方策4 介護啓発・福祉機器普及センター事業の推進

現状と課題

- ① 県社協では、平成29年度まで県の介護実習・普及センター事業を受託し高齢者理解や介護啓発事業を推進してきたところです。同センターが廃止されるまでの過去5年間で延べ29,000人の県民に介護普及を実施し、一定の成果を上げたものと評価しています。しかしながら、その後も本県の少子高齢化は進展しており、福祉や介護への理解を促す啓発事業は引き続き重要な課題です。このため県社協においては平成30年度に介護啓発・福祉機器普及センターを新たに設置し、介護啓発事業や福祉機器普及等に取り組んでいます。
- ② 介護人材の不足は喫緊の課題ですが、介護が必要な高齢者等が質の高い介護サービスを受けるためには、「人材」だけではなく新しい技術を活用した介護ロボット等の活用も視野に入れる必要があります。

また、新しい技術の活用は介護環境の整備を通して介護職員の負担を軽減 し、離職防止に効果があることも指摘されていることから、適切に導入が進 むよう支援していく必要があります。

③ 新しい技術の導入支援と同時に、介護職員の資質を向上するための課題に 沿った研修等も必要です。

推進方策実現への取り組み

① 介護イメージアップのための介護・福祉用具等の普及啓発

小中高校生等の主に若年層を対象に、高齢者疑似体験や介護体験講習会等 を実施し、福祉・介護の理解を促進しイメージアップに努めます。また、介 護技術コンテスト等のイベントを通して介護の魅力を発信します。

② 介護機器・介護ロボット等の普及、導入支援

最新多様な介護機器や介護ロボット、ICT等新しい技術導入を支援するため、展示体験会や研修会の開催のほか、補助金の交付等を通して適切な普及を目指します。

③ 介護専門職員の資質向上

介護現場でニーズの高いテーマに沿って、介護職員向けの技術研修等を実施します。

≪主な実施事業≫

- ・高齢者疑似体験講座、介護・福祉用具体験講座の実施
- ・介護技術コンテスト
- ・介護ロボット展示体験会、研修会、補助金交付事業の実施
- ・介護スキルアップ研修の実施

推進方策5 社会福祉事業者のための福利厚生事業の推進

現状と課題

- ① 県社協は民間社会福祉施設等に勤務する職員の生活の安定と福祉の向上に資することを目的とする「青森県民間社会福祉事業職員共済事業」(県共済)を昭和62年度より設置運営しており、第1種共済には平成30年度末で506事業所、12,247名の方が加入しています。また、平成21年度から実施している事業主負担のみの退会給付事業である第2種共済には平成30年度末で101事業所、1,628名の方が加入しています。第1種共済及び第2種共済という2つの職員共済事業への加入促進を通じ、社会福祉従事者の福利増進に努めており、福祉施設等が増加している中、2つの職員共済事業の加入数は着実に増加しています。
- ② 平成21年度より県共済事業にかかる資産を外部信託運用としており、平成30年度末現在の退職給付準備率(年度末に一斉退職した際に必要な比率)は103.3%と年々増加しています。今後も引き続き、県社協の資産の運用ガイドラインに基づき、安定した資産の運用・管理を継続していく必要があります。
- ③ 独立行政法人福祉医療機構の「社会福祉施設職員等退職手当共済事業」についても、退職届受付の都道府県窓口としての業務に取り組んでいます。
- ④ 社会福祉従事者の福利厚生を目的に、平成6年度に社会福祉法人福利厚生センター(ソウェルクラブ**3)が設置され、県社協は設立以来、地方事務局を担ってきました。

平成30年度末で78法人、211事業所、4,304人の加入を得ていますが、法人加入率は15%に満たない状況です。今後も会員メリットの充実を図るべく、会員代表による企画懇談会を実施し、会員ニーズの聞き取り、様々なプランの提供、参加しやすい環境づくり等を進めるとともに、加入メリットの周知を積極的に進め、加入促進を行っていく必要があります。

※37 社会福祉法人福利厚 生センター(ソウェ ルクラブ)

社会福祉の職場を魅力のあるものとするために、福祉関係者の強い要望を踏まえ平成6年に設立された法人。社会福祉事業に従事する方々の福利厚生の増進を図ることを目的に、当該事業を行う唯一の法人と受けており、47都道府県に地方事務局がある。

■推進方策実現への取り組み

① 青森県民間社会福祉事業職員共済事業の充実

県共済の目的や仕組み等について、積極的に事業の有益性を周知するための活動を展開し、第1種共済及び第2種共済のさらなる加入促進を図ります。また、会員からの掛金については、外部信託運用を継続するとともに、県社協の運用ガイドラインに基づき適正かつ安定的に運用できるよう運用受託機関の管理監督を行います。

② 福利厚生センター事業の充実

福利厚生センターの地方事務局として、会員による企画懇談会等の意見をもとに、地域開発メニューとして優待割引施設の開発やより魅力的な福利厚生サービスの提供を図り、明るく働きやすい職場づくりにつながる福利厚生事業であることの有効性を、新設や未加入法人の事業主に対して説明する機会を積極的に設けて、さらなる加入勧奨を行っていきます。

③ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の事業実施

独立行政法人福祉医療機構の「社会福祉施設職員等退職手当共済事業」についても、遅滞なく退職届書類を医療機構に送付し、円滑に退職金が送金されるよう協力します。

《主な実施事業》

- ・退会給付事業及び福利厚生事業 (慶弔見舞金給付・貸付事業) の実施
- ・第1種共済・第2種共済への加入促進(パンフレット・広報紙の作成、説明会の開催)
- ・外部信託による資産運用
- ・共済事業運営委員会の開催
- ・社会福祉施設職員等退職手当共済の業務協力(退職届書類の医療機構送付)
- ・福利厚生センター事業の業務協力(企画懇談会の開催、会員交流事業の実施)

強化と発展

第4章 推進方策と推進方策実現への取り組み

基本目標4 組織・機能の強化と発展

推進方策1 適正な事務執行と組織体制の充実強化

現状と課題

- ① 社会福祉協議会は社会福祉法に基づく地域福祉の推進役として、福祉課題の解決に向けた先駆的な取り組みを実践する団体として位置づけられ、補助金等の人件費が削減される中においても、その使命を果たすべく組織基盤の安定化を図ることが求められています。
- ② 適正な事務執行体制の維持・向上を目的に、各職員が一定のレベルで事務 処理が進められるよう経理事務マニュアルを整備し、必要な改訂を重ねてき ました。また、内部監査**38を定期的に実施し、職員相互の牽制体制を確立す るとともに、事務処理の改善を図ってきました。

平成22年度から顧問税理士制度による定期訪問を実施してきましたが、平成30年度決算において社会福祉法第37条に定める特定社会福祉法人**39に該当したことから、令和元年度より会計監査人を設置し、公認会計士による定期訪問を実施しています。

③ 職員の専門性向上に向けた人事評価制度、研修計画制度及び職員特別研修 を実施するとともに、課長会議・経営会議・課内会議を毎月開催し、情報共 有や事務執行についての協議等事務局体制の充実に努めています。

正職員率が約3割と高くないため、定期的な人事異動・人員配置が困難な場面がある中で、資格取得、採用計画等長期的な人材育成計画を検証し、今後の人員体制を充実させるための総合的な人事管理システムについて検討していく必要があります。

④ 平成23年3月に発生した東日本大震災では、県内で災害ボランティアセンターが設置され、同時に県社協でも青森県福祉救援ボランティア活動本部を設置しました。これ以降、青森県においては、災害ボランティアセンターを設置する規模の災害は発生していませんが、他県では平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震等が発生したことから、県社協では、本会及び市町村社協職員を被災県に派遣し、現地の災害ボランティアセンターの支援を行ってきました。これらの経験を活かしながら災害時には、緊急通報システムである福祉安心電話サービスをはじめとした県社協の機能を維持しながらも、県内外へのボランティア情報の提供や被災地への職員派遣等、迅速な災害支援ができるよう、さらなる体制整備を行う必要があります。

※38 内部監査

内部監査とは、法人内の会計業務が関係法令や経理規程の定めに従い、重大な誤りの発生の危険がなく効率的に行われていることを確かめるために行うものであり、結果は会長に報告される。なお、内部監査は法令定款の定めに従ってわれる「監事監査」と別のものとされている。

※39 特定社会福祉法人

「特定社会福祉法人」の 要件は社会福祉法施行令第 13条3の2において、次の いずれかに該当する社会福 祉法人とされている。

- ①最終会計年度に係る収支 計算書の経常的な収益の 額が30億円を超えること
- ②最終会計年度に係る貸借 対照表の負債の部に計上 した額の合計額が60億円 を超えること

■推進方策実現への取り組み

① 適正な事務執行と内部牽制体制の推進

経理規程に基づく年4回の職員による内部監査を引き続き実施するととも に、会計監査人による監査及び公認会計士の定期訪問により、適正な執行体 制と内部牽制体制の維持・向上を図ります。

② 組織体制の整備・強化と人材育成

人事評価制度及び職員研修計画制度を継続し、職員個々の資質向上とキャリアアップを図ります。また、評価結果の活用を検証し、昇給・昇格に結びつけるなどの総合的な人事管理システムの構築につなげるよう取り組みます。

③ 理事及び評議員への情報提供・理事による委員会担当制の実施

評議員会・理事会における活発な審議や意見交換が可能となるよう、理事による委員会担当制を継続する等、役員と職員が意見交換できる機会を設けるほか、事務局通信等を定期的に発行し、事業の進捗状況を共有しながら役職員一体となった事業推進に向けた取り組みを継続します。

④ 会員制度の進行管理と会員の継続及び拡大への取り組み

会員の参加意識を高めるための情報提供の強化に取り組むとともに、会員の継続及び拡充に向け、会員施設を対象とした研修会や団体保険等の割引制度についての周知活動を継続して取り組みます。また、県民の参加と協働のもとで地域福祉を推進する観点からも、福祉分野に限らず広く賛助会員を募るべく様々なPR活動を展開していきます。

⑤ 活動指針の進行管理と事務事業評価の実施

毎年度、活動指針及び事業計画に基づいた事務事業評価において取り組み 内容や懸案事項を取りまとめ指針の進行管理を行うとともに、次年度計画作 成においては活動指針策定検討委員会の意見を徴しながら事業計画を策定し ていきます。

推進方策2 自主財源の確保強化と公的財源の有効活用

現状と課題

- ① 平成26年度から平成30年度までの県社協の収入額を平均すると、総額に対して会費が10%弱、寄附金が1%、研修会の参加費、事業の手数料等の事業収入は15%という割合となっています。この中でも、事業収入が占める割合は年々減少しており、平成30年度では12%台となったことから、安定した会務の運営のためには、自主財源の確保が喫緊の課題となっています。
- ② 一方で、県等からの補助金、委託費は増額傾向にあり、総収入の70%弱を 占めています。県内の広域的な福祉課題の解消のためには、県や各自治体と の連携が欠かせないことから、公的財源の確保とそれを活用した事業の実施 に継続して取り組んでいく必要があります。

推進方策実現への取り組み

① 自主財源の確保につながる事業の推進

研修事業の開催や福祉サービス評価事業の推進、会員事業所向けに福祉関連図書等の斡旋や、保険業務、自動車リースの代理店業務による会員サービスを行う等、県内の福祉力向上と併せて自主財源の確保にも継続して取り組みます。

② 幅広いスポンサー制度の活用

県内外の企業や個人に向けて県社協の活動をPRすることで賛助会員や寄附を募るとともに、広報誌「福祉のひろば」や社会福祉大会の資料への有料広告を周知する等、県社協の活動に賛同、参画するスポンサーを増やすよう努めます。

③ 地域福祉基金の運営

愛の輪基金や福祉基金の運用果実をもとに地域福祉活動や福祉団体・事業 所の支援を行う事業を継続するため、より効果的な活用・運用を進めます。

④ 公的財源の適正な確保に向けた関係機関との協議

県内の広域的な福祉課題に取り組むためには、県や各自治体と連携が不可欠であることから、事業の財源となる委託費、補助金が適正に確保できるよう協議します。

(5) 共同募金配分金等の民間財源の活用

赤い羽根共同募金の配分金や企業、財団の助成金等は、地域福祉活動を進めていくうえでの貴重な財源となっていることから、その獲得と有効活用に向けた取り組みを推進します。

《主な実施事業》

- ・広報誌「福祉のひろば」や福祉大会資料等への広告掲載
- ・愛の輪基金運営事業、福祉基金運営事業

推進方策3 情報提供・広報啓発活動の充実

現状と課題

- ① 県社協では県内の福祉情報の発信と社会福祉に関する理念の普及等を目的に、平成12年度に開設したホームページ「福祉ネットあおもり」に、研修の告知や各種制度等の新着情報を掲載しているほか、平成13年度から広報誌「福祉のひろば」を、会員施設だけでなく学校や図書館等に発送し、幅広い世代への情報発信を行っています。
- ② 今後も社会福祉諸制度の動向を踏まえつつ、有益な情報を迅速かつ的確に 提供していくために、その有用性について、時代に合った様々な情報発信 ツールを用いて広く周知することが必要となっています。
- ③ 県社協は、青森県の地域福祉の推進を担う広域的組織であり、県社会福祉 大会をはじめ、様々な研修やパンフレット・資料等の作成により、広報啓発 活動を展開してきました。今後も、その使命を全うするためにホームページ 「福祉ネットあおもり」や広報誌「福祉のひろば」の内容を充実させるとと もに、マスメディアやSNSを積極的に活用し、県社協の事業や福祉活動等の 情報提供をしていきます。
- ④ また、災害発生等の非常時においてもリアルタイムな情報提供ができるよう、携帯端末等で情報が引き出せるSNSの活用等の環境整備を行っていく必要があります。

■推進方策実現への取り組み

① インターネットを活用した情報発信

青森県内の福祉情報や県社協の活動等についての情報を随時、迅速に掲載できるよう努めます。また、災害時等の非常時において、閲覧者が求める情報を確実に取得できるようサイトの環境整備に努めます。

② 広報啓発活動の推進

県社協の存在意義や目的について県民の理解を促すための活動を、県社協が独自に作成した冊子・封筒、ホームページや広報誌等の活用により広く展開します。また、県社会福祉大会を開催し、県内福祉関係者が一堂に会する場を設けることで、福祉向上のための啓発活動を行っていきます。

《主な実施事業》

- ・広報誌「福祉のひろば」の発行
- ・HP「福祉ネットあおもり」の活用
- ・県社会福祉大会の開催

第4章 推進方策と推進方策実現への取り組み

■推進方策及び推進方策実現への取り組み一覧

基本目標	万策及び推進万策実現への取り 推進方策	HOY	推進方策実現への取り組み
	1 市町村社会福祉協議会へ の支援と協働	1	インフォーマル事業の展開と協働
		2	市町村社協活動の連携強化
			市町村社協活動の推進基盤の整備、強化
	2 ボランティア・市民活動 の振興と充実	1	青森県ボランティアセンターの運営
		2	地域の福祉力を高める福祉教育の推進
		3	災害ボランティア活動支援
		4	生活支援コーディネーターの養成
	3 民生委員・児童委員活動 との連携・協働	1	階層別研修会による民生委員児童委員の資質向上への取り組み
		2	住民に身近な相談員の資質向上に向けた支援
心して			民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり
暑らせ!	4 生活困窮者に対する総合 的な支援		生活困窮者自立相談支援事業の展開
る地域づ			生活困窮者支援のための新たな社会資源の開拓とサービスの開発
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			被保護者・生活困窮者就労準備支援事業の展開
の推進		4	被災者支援体制強化事業の実施
	5 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進		多機関の協働による包括的支援体制構築事業の展開
			青森県包括的支援体制構築支援事業の実施
	6 低所得者等に対する資金 の貸付と支援	1	生活福祉資金貸付事業の適切な運営
		2	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業の適切な運営
		3	臨時特例つなぎ資金貸付事業の適切な運営
		4	償還促進及び長期滞納債権への対応
		5	生活福祉資金貸付制度の周知

第4章 推進方策と推進方策実現への取り組み

基本 目標	推進方策		推進方策実現への取り組み
	7 孤立させない地域づくり の推進		福祉安心電話中央センターの管理
		2	相談員の確保と資質向上
1 誰		3	住民参加によるネットワーク活動への支援
誰もが安心して暮らせる地域づ	8 矯正施設退所者の社会復 帰支援	1	地域生活定着支援センターの運営
心して			関係機関との連携・協働
暮らせ	9 障害者虐待防止に向けた 支援		障害者権利擁護センターの運営
る地域		2	障害者虐待防止権利擁護研修会の開催
づくり	10 福祉関係団体との連携と 支援		各種機関・団体との協働活動の促進
が推進			災害時要援護者支援活動の推進
		3	福祉関係団体の事務受託
	11 社会福祉法人による社会 貢献活動の推進	1	青森しあわせネットワーク事業の推進

基本目標	推進方策		推進方策実現への取り組み
	1 判断能力が低下した方へ の権利擁護活動の推進	1	青森県地域福祉権利擁護センター(あっぷるハート)の運営
		2	従事者等の資質向上のための取り組み
		3	事業の普及・啓発活動への取り組み
		4	成年後見制度への取り組み
	2 運営適正化委員会事業の 推進	1	運営適正化委員会の運営
2 福		2	苦情解決機能の充実・強化に向けた活動の展開
社 サ ー		3	福祉サービス利用援助事業の適正な運営に向けた支援
ビスの	3 社会福祉事業の経営への 支援	1	福祉施設経営相談事業の実施
利用者と事業者の支援		2	社会福祉施設の経営を支援する事業の実施
と事業		3	福祉サービス第三者評価事業の実施
者の支		4	地域密着型サービスの外部評価事業の実施
援		5	青森県指定介護サービス情報公表センターの運営
		6	青森県指定調査機関の運営と調査員の資質向上
	4 福祉サービス提供者の質 の向上に向けた支援	1	社会福祉研修事業の実施
		2	介護支援専門員実務研修受講試験の実施
		3	障害福祉サービス等人材育成事業の実施

第4章 推進方策と推進方策実現への取り組み

基本目標	推進方策		推進方策実現への取り組み
	1 福祉人材センター事業等 の推進	1	福祉人材情報システムを活用した無料職業紹介
		2	福祉人材養成校及び福祉施設・事業所と連携した求人・求職の 開拓
		3	求職者(潜在的有資格者、資格を有しない者を含む)等を対象 とした講習会等の開催
		4	各種就職相談会等による求職者の開拓と就労支援
		5	労働局等関係機関との連携による福祉人材確保の推進
		6	効果的なイメージアップ等広報啓発活動の推進
		7	若年層向け福祉に対する理解促進事業の推進
		8	福祉従事者向け生涯研修等の実施
3		9	経営者及び研修担当者向け福祉・介護人材の確保、定着促進研 修等の実施
福祉を	2 保育士確保及び子育て環 境づくりの推進	1	保育士・保育所支援センターの運営
福祉を担う人材		2	保育人材確保のための各種調査等事業
材の確		3	放課後児童支援員認定資格研修事業の実施
の確保と養成		4	放課後児童支援員等資質向上研修事業の実施
成	3 有資格者の就労定着に向 けた支援	1	介護福祉士修学資金等貸付事業の実施
		2	保育士修学資金等貸付事業の実施
		3	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施
	4 介護啓発・福祉機器普及 センター事業の推進	1	介護イメージアップのための介護・福祉用具等の普及啓発
			介護機器・介護ロボット等の普及、導入支援
			介護等専門職の資質向上
	5 社会福祉従事者のための 福利厚生事業の推進	1	青森県民間社会福祉事業職員共済事業の運営
		2	社会福祉施設職員退職手当共済(福祉医療機構)業務の実施
		3	福利厚生センター「ソウェルクラブ」事業の推進

基本目標	推進方策		推進方策実現への取り組み
	1 適正な事務執行と組織体 制の充実強化	1	適正な事務執行と内部牽制の実施
		2	会計監査人監査の実施
		3	経費の縮減と事務処理の効率化
		4	組織体制の整備・強化に向けた取り組み
		5	災害対応における取り組み
		6	人事評価制度の実施
		7	職員研修の実施と人材育成
		8	理事及び評議員への情報提供
4		9	理事による委員会担当制の実施
	組織・		会員制度の進行管理と会員の継続及び拡大への取り組み
機 能 の		11	活動指針の進行管理と必要に応じた見直し
機能の強化と発展	上		事務事業評価の実施
発展		13	地域社会への貢献活動の推進
	2 自主財源の確保強化と公 的財源の有効活用	1	自主財源の確保につながる事業の推進
		2	幅広いスポンサー制度の活用
		3	地域福祉基金の運営
			公的財源の適正な確保に向けた関係機関との協議
		5	共同募金配分金等の民間財源の活用
	3 情報提供・広報啓発活動 の充実	1	ホームページの充実
		2	広報誌等の発行
		3	社会福祉大会による啓発

青森県社会福祉協議会活動指針策定検討委員会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法の理念及び社会福祉協議会を取り巻く環境を踏まえて、社会福祉法人青森県 社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が果たすべきこれからの役割、方向性及び組織のあり方等を明 らかにするための中長期的活動指針の策定及び進行管理等を目的として設置する「青森県社会福祉協議会活 動指針策定検討委員会」(以下「委員会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものと する。

(職務)

- 第2条 委員会は、県社協会長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について意見を述べ、又は調査審議等 を行うものとする。
 - (1) 青森県社会福祉協議会活動指針(以下「活動指針」という。)の策定及び見直しに関すること。
 - (2) 活動指針の進行管理及び評価に関すること。
 - (3) その他活動指針及び毎年度の事業計画策定等にあたり、県社協会長が必要と認められるもの。

(委員会の構成等)

- 第3条 委員会は、8名以内をもって組織し、次の各号の者で構成する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 社会福祉団体の役職員
 - (3) 社会福祉施設の役職員
 - (4) 社会福祉協議会の役職員
 - (5) 関係行政機関の職員
- 2 委員は、県社協会長が委嘱する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員の欠員により選任された委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 2 委員は、再任することができる。

(委員長等)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長(以下「委員長等」という。)をそれぞれ1人置き、委員の互選により 定める。
- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集等)

- 第6条 委員会は県社協会長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員長は、必要であると認めたときは委員以外の者に委員会の出席を求め意見を聞くことができる。

(報酬等)

第7条 委員が委員会に出席し、又は委員会の事務に関する調査、調整等のため出張し、若しくは出勤したと きは、役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の規定により報酬及び旅費を支給する。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務企画課総務企画係がこれにあたる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月5日から施行する。
- 2 この要綱に基づき設置された当初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成27年3 月31日までとする。

附則

- 1 この要綱は、令和元年10月15日から施行する。
- 2 この要綱改正後に設置された当初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から令和3年3 月31日までとする。

青森県社会福祉協議会活動指針策定検討委員会委員名簿

任期:令和元年12月3日~令和3年3月31日

No.	役 職	区 分	氏	名	備	考
1	委員長	学識経験者	大和日	日 猛	弘前医療福祉大学短期大学部教授	
2		社会福祉団体の役職員	工藤	泰子	青森県民生委員児童委員協認	美 会会長
3		社会福祉施設の役職員	棟方	光秀	特別養護老人ホーム鶴松園 園長 (県老人福祉協会会長)	
4	副委員長	社会福祉協議会の役職	黒田	進二	三沢市社会福祉協議会会長 (市町村社協連絡会会長)	
5		11式1年111 加議式の124	成田	全弘	藤崎町社会福祉協議会事務局長 (市町村社協連絡会幹事)	
6		関係行政機関の職員	 笹谷	匠	青森県健康福祉政策課長	

担当理事 船木昭夫 青森大学社会学部社会福祉学科教授

令和2年度

http://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険 日本国内でのボランティア活動



保険金額・年間保険料(1名あたり)

		プラン			
保険金の種類		777	基本プラン	天災・地震補償プラン	
	死亡的	保険金	1,040万円		
	後遺障		1,040万円(限度額)		
	入院保险	食金日額	6,500円		
ケガの補償	手術保険金	入院中の手術	65,000円		
		外来の手術	32,500円		
	通院保	険金日額	4,000円		
	地震·噴火·	津波による死傷	X	0	
賠償責任の補償 賠償責任保険金(対人・対物共通)			5億円 (限度額)		
年間保険料			350円	500円	

商品パンフレットは コチラ



んこう かくしの保険 ホームページ まる。

団体割引 20% 適用済/過去の損害率による割増引適用

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ 「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

送迎サービス補償(傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故など によるケガを補償!

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中の ケガや賠償責任を補償!

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

回体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課 TEL:03(3349)5137

受付時間:平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、 2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763 営業時間:平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

令和2年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています http://www.fukushihoken.co.jp



◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、個人情報取扱事業者 賠償責任保険、動産総合保険、費用・利益保険)

▶年額保険料(掛金)

(B型)

員

1~50名

● 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

基本補償(A型)

35,000~61,460円

	▶保険金額						
		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)				
	身体賠償 (1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円				
賠偿	財物賠償 (1事故)	2,000万円	2,000万円				
賠償事故	受託・管理財物賠償 (期間中)	200万円	200万円				
故に	うち現金支払限度額 (期間中)	20万円	20万円				
対応	人格権侵害 (期間中)	1,000万円	1,000万円				
心	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失 (期間中)	1,000万円	1,000万円				
	徘徊時賠償 (期間中)	2,000万円	2,000万円				
お見	事故対応特別費用 (期間中)	500万円	500万円				
舞い	被害者対応費用 (1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度				
お見舞い等の各種費用	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円				

気楽	被害者対応費用 (1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
等の各種費用	傷害見舞費用		死亡時 100 万円 入院時 1.5~ 7 万円 通院時 1~ 3.5 万円

基本補償(51~100名 68,270~97,000円 以降1名~10名増ごと 1,500円 舞費用付補償(【見舞費用加算】 基本補償(A型) 定員1名あたり 保険料 入所:1,300円 通所:1,390円

- ●オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
- ●医務室の医療事故補償 ● オプション2 ●看護師の賠償責任補償
- ●オプション3 ●借用不動産賠償事故補償
- ❸ 施設の什器・備品損害補償 ●オプション4 ●クレーム対応サポート補償
- 施設利用者の補償(普通傷害保険)
 - 入所型施設利用者の 傷害事故補償

② 個人情報漏えい対応補償

- ② 通所型施設利用者の 傷害事故補償
- ❸ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償 施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-●、2の 傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償



施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- 施設職員の労災上乗せ補償
 - ●オプション:使用者賠償責任補償
- ② 施設職員の傷害事故補償
- ❸ 施設職員の感染症罹患事故補償
- **④** 雇用慣行賠償補償 NEW



社会福祉法人役員等の補償(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

保険期間1年 ▶保険金額 Aタイプ Bタイプ Cタイフ 1事故・期間中 5,000万円 3億円 1億円

● このご案内は概要を説明したものです。 詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療 (保険会社) TEL: 03(3349)5137 TEL: 03(3349)5137

受付時間:平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。) 損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 人株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

受付時間:平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

青森県社会福祉協議会第二次活動指針 後期(R2-R6)

発行 令和2年3月



社会福祉法人 青森県社会福祉協議会

〒030-0822 青森市中央三丁目20-30 電話017-723-1391/FAX017-723-1394 ホームページアドレス http://www.aosyakyo.or.jp